

宅建 ふくおか

広報

FUKUOKA
REAL ESTATE



No. **544**

2021年4.5月

(公社)福岡県宅地建物取引業協会
(公社)全国宅地建物取引業保証協会 福岡本部
(株)福岡県不動産会館
【発行人】会 長 加藤 龍雄
【編集人】総務委員長 宮内 久滋

(奇数月15日発行) 一部 50円〔会費に含む〕

今号表紙担当：筑豊支部



特集

- **6月15日より賃貸住宅管理業者の登録制度が始まります！** 1~2
- **売買取引に係る「オンラインによる重要事項説明」(IT重説)が解禁されました！** 3

のおがたチューリップフェア

平成4年より始まった「のおがたチューリップフェア」
今年も、新型コロナウイルスの影響で、やむなく昨年の写真を掲載しておりますが、例年は、1000人を超えるボランティアの協力により約13万球のチューリップが遠賀川の河川敷に咲き誇り、県内外より多くの来場者があります。

(筑豊支部 株式会社佐久間産業 佐久間 英定 氏)



6月15日より賃貸住宅管理業者の登録制度が始まります!

管理戸数200戸以上の管理業者はご注意ください

賃貸住宅における良好な居住環境の安定的な確保を図るため「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が令和2年6月19日に公布されました。

本法は大きく2つの柱で構成されており、新たにサブリース業者と賃貸住宅所有者との間の賃貸借契約の適正化のための規制措置を講ずるとともに、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設けることで、「管理業務の適正な運営」と「貸借人と賃貸人の利益保護」を図ることを目的としています。

1つ目の柱であるサブリースに関する措置(特定賃貸借契約の適正化のための措置等)は、令和2年12月15日にすでに施行されていますが、2つ目の柱である賃貸住宅管理業の登録制度は、令和3年6月15日に施行されます。

これに伴いまして、管理戸数200戸以上の管理業者は業者登録が義務化され、登録していない場合であっても、法施行日以降は登録業者とみなされます。法施行後に登録業者が違反行為をした場合は、罰則の対象となり得ますのでご注意ください。

【本法における賃貸住宅とは?】

賃貸住宅とは、賃貸借契約を締結し賃借することを目的とした居住用の戸建て、アパートやマンションの一室などをいいます。事業用のオフィスや倉庫などは、賃貸に供されていても「賃貸住宅」には該当しません。また、簡易宿所や民泊に供されていると認められるものやウィークリーマンションも原則として賃貸住宅から除かれます。

1棟の家屋において、一部が事務所、一部が住宅となっている場合には、当該家屋のうち、居住の用に供されている部分が賃貸住宅に該当します。

なお、空室(募集前や募集中を含む)であっても、居住目的の賃貸借契約の締結が予定され賃借することを目的としている場合や、家屋等が建設中であっても、竣工後に賃借人を募集する予定であり、居住の用に供することが明らかな場合にも賃貸住宅に該当します。

【管理業登録を義務付けられる管理業者の要件】

登録が義務付けられるのは、次の①②の要件を満たす賃貸住宅管理業者です。

- ①賃貸住宅の賃貸人から以下の管理業務を受託していること
 - ア. 賃貸住宅の維持保全(注1)を行う業務
 - イ. アと併せて、賃貸住宅の家賃、敷金、共益費その他の金銭の管理を行う業務
- ②賃貸住宅管理業に係る賃貸住宅の戸数が200戸以上(注2)であること

※家賃等の金銭管理や契約関係の業務だけを受託している場合は賃貸住宅管理業にはあたりません。

注1: 賃貸住宅の維持保全とは

居室等につき、「点検・清掃等の維持を行い、これらの点検等の結果を踏まえた必要な修繕を一貫して行うことをいう」とされ、清掃業者、警備業者、リフォーム業者等が維持または修繕の「いずれか一方のみ」を行う場合はこれに当たりません。また、入居者からの苦情対応のみを行い、維持及び修繕を行っていない場合も該当しません。

注2: 管理戸数の確認方法

登録の際には申請日時点で契約中の管理戸数と契約件数を記載する「業務の状況に関する書面」を添付書類として提出が求められ、当該添付書類の付随資料として、全管理物件の名称及び住所、並びに当該物件ごとの戸数を記載した一覧表の電子データも併せて提出が求められます。

(管理戸数の考え方)

入居者との間で締結されることが想定される賃貸借契約の数をベースとして数えられます。

例えば、1棟の家屋のうち、台所・浴室・便所等を入居者が共同で利用する、いわゆる「シェアハウス」を1棟管理する賃貸住宅管理業者は、当該シェアハウスが10部屋あり、そのうち4部屋を入居者が使用していても、10戸と数えられます。

なお、法律の施行日において賃貸住宅管理業を営んでいる者は、施行日から1年間は登録を受けなくても管理業を営むことができますが、登録を受けていない期間においても、当該管理業者は法律が定める「賃貸住宅管理業者」とみなされ、その営業所・事務所を代表する者またはこれに準ずる地位にある者を「業務管理者」とみなして、それぞれにつき同法所定の義務が課されることにご注意ください。

【管理業者に新たに課される義務】 (200戸以上の管理戸数を持つ場合)

(1) 賃貸住宅管理業の登録

委託を受けて賃貸住宅管理業務(賃貸住宅の維持保全、金銭の管理)を行う事業を営もうとする者は、国土交通大臣の登録が義務付けられます。

※管理戸数が200戸未満の者は対象外(ただし、登録する事は可能)。

※登録費用は 90,000 円。

※5 年ごとに更新が必要。更新料は 18,700 円 (オンライン登録申請であれば 18,000 円)。

(2) 賃貸住宅管理業者の業務における義務付け

1. 業務管理者の配置

事務所ごとに、賃貸住宅管理の知識・経験等を有する者 (業務管理者)。

※業務管理者は管理業務の管理及び監督をする責任があり、各営業所もしくは事務所に 1 名以上配置する必要があります。他の営業所・事務所との兼任はできません。

※業務管理者が管理・監督できない状況下では管理受託契約を締結してはならないとされています。

※業務管理者については、営業所又は事務所においてその従業員が行う管理業務等の質を担保するために必要な指導及び監督等をし得るだけの数を配置することが望ましいとされています。

〈業務管理者の要件〉

管理業務に関し 2 年以上の実務経験等を有する者であって、以下①又は②に該当する場合、業務管理者として登録できます。

①国土交通大臣の登録を受けた機関が実施する登録試験に合格した者。

※登録試験については、令和 3 年 6 月以降に受験者募集、11 月以降に試験実施予定とされています。

②宅地建物取引士で、国土交通大臣が指定する管理業務の実務講習 (指定講習) を修了した者

なお現在、賃貸不動産経営管理士の資格を有している者は、法の施行日から 1 年以内に国土交通大臣が指定する講習 (移行講習) を修了することにより、①とみなされます。

加えて、今年度以降に新たに賃貸不動産経営管理士試験に合格して登録を受けた者は、そのまま業務管理者になれると定められる予定です。

2. 管理受託契約締結前の重要事項の説明

具体的な管理業務の内容・実施方法等について書面を交付して説明する必要があります。

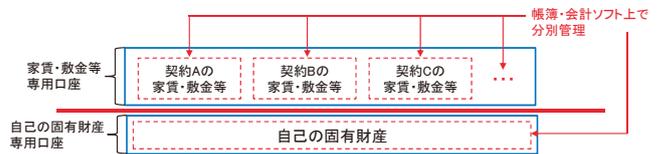
なお、重要事項説明については、委託者 (賃貸人) が契約内容を十分に理解した上で契約が締結することができるよう、説明から契約締結までに 1 週間程度の期間をおくことが望ましいとされています。

3. 財産の分別管理

管理する家賃等について、自己の固有の財産等と分別して管理

※分別管理の方法は、以下のいずれも満たす方法とされます。

- ・口座分別の方法により、管理業務において受領する家賃・敷金等の金銭を自己の固有財産と分別して管理する方法 (契約ごとに口座を設けることは求めない)
- ・帳簿や会計ソフト上で、管理業務において受領する家賃・敷金等の金銭を自己の固有財産及び他の契約において受領する家賃・敷金等の金銭と分別して管理する方法



4. 定期報告

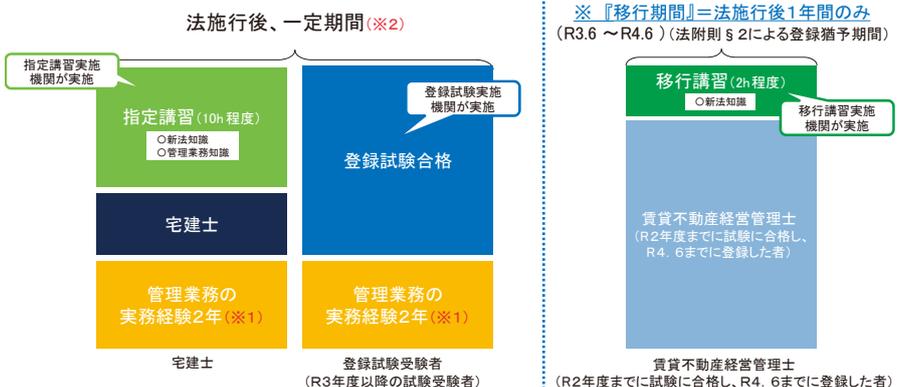
業務の実施状況等について、管理受託契約の相手方に対して定期的に報告

※報告すべき事項は以下になります。

- ・報告の対象となる期間
- ・管理業務の実施状況 (家賃等の金銭の収受状況、維持保全の実施状況等)
- ・入居者からの苦情の発生状況及び対応状況

※報告の頻度については、上記事項の報告を最低限年に 1 回行うことを法令上義務付け、報告事項によっては、それ以上の頻度で行うことが望ましいこととされています。

※報告の方法については、書面によらず、メール等の電磁的方法によることも可能とし、その場合は、事業者において、報告書のデータを適切に保存することとされています。



※1 管理業務の実務経験については、別途実務講習の修了をもって代えることも可とする。

※2 業務管理者の要件については、登録試験・指定講習の実施状況その他新法の施行・運用の状況を踏まえ、見直しを検討する。

なお、賃貸住宅管理業者の登録要件、分別管理の方法、定期報告の方法、重要事項説明書の具体的内容等については、政省令・ガイドライン等により定められています。

詳しくは国土交通省のホームページをご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00004.html

売買取引に係る「オンラインによる重要事項説明」(IT重説)が解禁されました!

令和元年度より社会実験が行われていた売買の IT 重説ですが、令和 3 年 3 月 30 日より運用が開始されました。

【IT 重説とは】

IT 重説は、下記の 4 つの要件のもとで実施されたテレビ会議等の IT を活用したオンラインによる重要事項説明を対面による重要事項説明と同様に取り扱うものです。

〈4 つの要件〉

- (1) 双方向でやりとりできる IT 環境において実施
- (2) 重要事項説明書等の事前送付
- (3) 説明の開始前に相手方の重要事項説明書等の準備と IT 環境の確認
- (4) 宅地建物取引士証を相手方が視認できたことの画面上での確認

要件 (2) にも記載のとおり、重要事項説明は、取引士が記名押印をしたうえで、書面にて交付する必要があります。

あり、PDF ファイル等による電子メール等での送信は認められませんので、ご注意ください。

また、売買の IT 重説は、先行して実施していた賃貸での IT 重説の実施フローと大きくは変わりませんが、両者を比較すると、売買取引の方が説明を行う事項や資料が増加する傾向があります。そのため、資料を取り違えることなく確実に閲覧できるよう資料番号を付与する、特に確認すべき箇所を付箋やマーカーで強調するなどの工夫が必要と考えられます。

【国土交通省 プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo16_hh_000001_00013.html

【IT を活用した重要事項説明実施マニュアル】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000112.html

令和
3年度

住まいの健康診断

事業受付スタート

宅建協会 (加藤龍雄会長) が福岡県・(一財) 福岡県建築住宅センターと協働で実施している「住まいの健康診断」事業ですが、令和 3 年度も 4 月 1 日より受付をスタートしています。「住まいの健康診断」とは売却前の既存住宅に対して、インスペクション (建物状況調査) を実施し、建物の状態を明らかにすることで、売主・買主双方の安心・安全な取引の実現を目指す事業です。診断費用の一部補助も行っておりますので、ぜひ消費者の方へご紹介ください。

また、住まいの健康診断を受けた物件を購入した若年世帯・子育て世帯が行う子育て仕様へのリノベーション工事や親世帯と子世帯が近居・同居を行うためのリノベーション工事にあわせ、「新しい生活様式」へ対応するためのリノベーション工事に係る費用の一部を補助する「既存住宅流通・多世代居住リノベーション」制度を設けており、こちらも受付を開始しています。本制度も「住まいの健康診断」と併せてぜひご利用ください。

【住まいの健康診断】

- 対象物件：敷地が福岡県内にある売却予定の既存の戸建住宅 (主たる建築物) 及び共同住宅 (住戸単位)
- 申込手順：依頼主と仲介業者の署名・押印のうえ必要書類を宅建協会へ FAX にてご提出ください。

【必要書類】

- (1) 令和 3 年度「住まいの健康診断」参加申込書
 - (2) 「住まいの健康診断」物件確認シート
 - (3) 間取図
- (1)(2) は会員サイトの特集ページよりダウンロードいただけます。
- 診断費用：福岡県・宅建協会が診断費用の一部補助※ 1 を行うため、実質負担額 35,000 円 (遠方の場合は 25,000 円※ 2) にて検査可能。
 - ※ 1 予算が上限に達し受付終了。また、協会の補助は 1 会員 6 物件まで。
 - ※ 2 住まいの健康診断を受ける物件と物件所有者の居住地の直線距離が 50 km 以上の場合、25,000 円で利用可能。

「住まいの健康診断」の診断メニュー		負担額 (税込)			
基本診断	基本料金: 55,000 円	戸建住宅		共同住宅	
		通常	物件所有者が遠方の場合※	通常	物件所有者が遠方の場合※
		35,000 円	25,000 円	35,000 円	25,000 円
オプション診断 ※オプション診断は基本診断と同時申込が必要	①床下進入調査	+11,000 円		共同住宅には設定がありません	
	②小屋裏進入調査	+11,000 円			
	③耐震診断 (①・②の調査を含む)	+33,000 円			
	④瑕疵保険事前検査	+16,500 円			

福岡県既存住宅流通・多世代居住リノベーション推進事業補助金

<http://www.fkjc.or.jp/kikaku/renove/hojo.html>

令和3年
6月1日
より施行

ふれんず規程変更について、 再度確認をお願いします



12 - 1 月号 (No.542) の広報でもお伝えしておりましたが、ふれんずシステムに負荷をかける不正アクセス行為やふれんずの情報を許可なく自社ホームページに掲載する行為など、ふれんずの安定的な運営や適正な不動産流通を妨げる行為を禁止するため、宅建協会ではふれんず規程の変更を行うこととなりました。

前号では、令和3年4月1日からの施行とお伝えしておりましたが、6月1日に変更となり、規程の具体的な禁止事項を定めた「ふれんず利用ガイドライン」と併せて施行されます。

6月1日以降、禁止行為が見受けられる場合は、指導の対象となりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

新しい規程につきましては、宅建協会ホームページをご確認ください。

なお、6月1日以降、一定期間は業者間サイト (BtoB サイト) へのログイン時に新規規程の内容に同意しなければふれんずを利用できない仕様となります。円滑な不動産取引促進のため、趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



主な変更点

①スクレイピング行為等の禁止

スクレイピング行為とは、WEB 上から必要なデータを機械的に収集する行為をいいます。このような行為等は、システムに負荷をかけ、安定的な稼働に支障を生じる場合があるため、スクレイピング行為やウェブサイトから情報を抽出する一切の行為を禁止します。また、システム会社に依頼して情報を抽出した場合、依頼した会員はもちろん、システム会社も対象となり、事前に通知することなく「ふれんず」の利用停止措置などを行う可能性があります。

②データベースの作成、第三者提供の禁止

ふれんずが提供する情報を利用、加工などして第三者に対して有償無償を問わず情報提供サービスを行うことや、協会の事前の承諾なくして、不動産に関するデータベースを作成し、そのデータベースを第三者に提供することを禁止します。

③運営規程等に付随したガイドラインの策定

現在の規程だけでは、どのような行為を禁止しているのか曖昧であったため、具体的な禁止例を記載した「ガイドライン」を策定します。このガイドラインに違反した場合も、処分の対象になります。

(Q・1) 日本企業である A 社が、アメリカに所有する土地を住宅用地として、不特定多数者に反復継続して日本国内で販売する場合、A 社は免許を受けなければならない。

令和 2 年度 第 8・9 回 理事会・幹事会 「コロナ禍の中でも強い公益法人として 令和 3 年度予算が承認される」

宅建協会及び保証協会福岡本部 (加藤龍雄会長・本部長) は令和 3 年 3 月 5 日に第 8 回、同月 26 日に第 9 回理事会・幹事会を開催し、すべての審議事項が承認されました。

(第 8 回 理事会・幹事会)

審議事項

- (1) 会費徴収に関する運用基準の改正 (案) について
宮内総務委員長より提案され、承認されました。主な改正点は会費の納入期限を過ぎた会員に対し、請求していた督促事務手数料 5 千円について「連続して 3 回、または 5 年以内に累計 3 回、督促業務が発生した会員については、その督促 1 回ごとに督促事務手数料 1 万円 (実費含む) を請求する」こととし、令和 3 年 3 月 5 日より改訂されました。
- (2) 会費未納による会員権の一時停止に関する取扱規程の改正 (案) について
宮内総務委員長より提案され、承認されました。主な改正点は会費未納会員の会員権一時停止についてこれまでは本部の総会の開催のみ通知せず、出席を求めないこととしておりましたが、「総会 (本部・支部) 及びその他会議」についても開催の通知をせず、出席を求めないこととし、令和 3 年 3 月 5 日より改訂されました。
- (3) 不動産相談員の追加選任について
鶴田相談所運営委員長より東部支部からの定年相談員に代わる不動産相談員の選任について提案され、承認されました。
追加選任の不動産相談員
①安部 陽治 リアルエステイト安部
②宮村 奈津美 (有) 真和土地

協議事項

- (1) 令和 3 年度宅建協会事業計画 (案) について
- (2) 令和 3 年度宅建協会予算 (案) について
次回 (3 月 26 日) の理事会・幹事会で審議事項となります。

報告事項

- (1) 保証協会予算の執行について
東財政担当常任幹事より保証協会福岡本部の年度末予算執行の見込みの説明があり、宅建協会との共同で費用負担し、コロナ対策のための Web を利用した会議体制などの基盤作りを強化するため等に執行することが報告されました。
- (2) 支部交付金等の繰り越しについて
東財政委員長より本年度は支部の次期繰越金については限度額を設けないことが報告されました。
- (3) 公益・人材事業の報告について
諸隈専務理事より今回は申請が無かったことが報告されました。
- (4) 委員会報告 (業務執行報告) について
各委員長より、業務執行の報告がされました。
- (5) 入会・承継について
令和 3 年 1 月の新入会者数・承継者数について報告されました。
- (6) 今後の会務日程について
令和 3 年 3 月～令和 4 年 1 月までの会務日程が報告されました。
- (7) その他
三好広報副部長より本会の CM 放映について令和 3 年度は令和 2 年度に放映している CM に加え、過去放映していた「まかせて安心! 宅建協会」のアニメーション CM を放映することとし、そのうち研修・相談所の CM については「保

証協会福岡本部」もクレジットし、共同事業とすることが報告されました。

(第 9 回 理事会・幹事会)

審議事項

(1) 令和 3 年度宅建協会事業計画 (案) について

令和 3 年度事業計画 (案) の総説は諸限専務理事から、委員会は各委員長から説明されました。消費者から信頼される団体を目指し、公益目的事業 3 本柱「調査研究・情報提供事業」(流通・賃貸市場関連)、「啓発活動・人材育成事業」(研修・指導関連)、「地域社会への貢献事業」(相談・住環境・総務関連)を軸とした事業計画 (案) について、全て承認されました。

(2) 令和 3 年度宅建協会予算 (案) について

東財政委員長より、令和 3 年度事業計画案に基づく予算 (案) について説明されました。収入については、令和 2 年度の入会状況を踏まえて入会者数を本店換算で 235 社と想定し、前年度より 630 万円増にて予算計上。支出については、コロナ禍に影響を受け、令和 2 年度実施出来なかった事業を見据え、公益事業に重点を置いた実施を勘案し、収支差額を約△7,580 万円とする予算 (案) にて承認されました。

併せて、資金調達及び設備投資の予定がないことが説明され、承認されました。

(3) 流通基盤整備積立資産の積立額変更について

東財政委員長より、令和 2 年度決算見込により流通基盤整備積立資産について計画を変更し、3,000 万円 (計画では 1,000 万円) の積立を行う案が提案され、承認されました。

(4) 周年事業積立資産の積立額変更について

東財政委員長より、令和 2 年度決算見込により周年事業積立資産について計画を変更し、1,000 万円 (計画では 500 万円) の積立を行う案が提案され、承認されました。

(5) 緊急事態対策積立資産の積立額変更について

東財政委員長より、令和 2 年度決算見込により 12 月 16 日の理事会で新設の承認を受けた緊急事態対策積立資産について計画を変更し、1,116 万円 (計画では 500 万円) の積立を行う案

が提案され、承認されました。

(6) Web 研修の取扱いについて

諸限専務理事より今後、県本部のホームページで受講できる Web 研修についてのルール決めが提案され、承認されました。

(7) 不動産相談員の変更について

鶴田相談所運営委員長より県南支部の不動産相談員が定年を迎えるため、新規不動産相談員への選任申請があり、申請通り承認されました。

新規選任の不動産相談員

山上 剛弘 (株) やまがみ不動産

報告事項

(1) (株) 福岡県不動産会館との建物賃貸借契約の更新について

令和 3 年 4 月 1 日に (株) 福岡県不動産会館との建物賃貸借契約を更新することが報告されました。

(2) 公益・人材事業費申請審議の報告について

東部支部 1 件、総務委員会 1 件を承認していることが報告されました。

(3) 委員会報告 (業務執行報告) について

各委員長より、委員会事業について報告されました。

(4) 入会・承継について

令和 3 年 2 月の新入会者数、承継者について報告されました。

(5) 今後の会務日程について

今後予定されている主要な会務の日程が報告されました。

(6) その他

加藤会長より、福岡県知事選挙・衆議院議員選挙・柳川市長選挙・小郡市長選挙について推薦を行ったことが報告されました。

委員会報告、その他報告事項につきましては、会員サイト
(<https://www.f-takken.com/member/>) をご参照ください。

クーリング・オフ制度



今回は消費者からの相談の中でも最近問い合わせが多くある「クーリング・オフ制度」について解説します。

1. 宅建業法における「クーリング・オフ」とは？

宅建業法37条の2(事務所等以外の場所においてした買受けの申込みの撤回等)では、宅建業者が売主の場合、事務所等以外の場所で買受けの申込みまたは売買契約を締結した時(以下、契約締結行為)は、その行為を無条件で撤回・解除できるものと定めています。これが宅建業法におけるクーリング・オフです。クーリング・オフの権利が行使された場合、売主は契約申込金や手付金等の受領した金銭を速やかに返金する必要があるほか、損害賠償や違約金を請求することもできません。

売主が宅建業者となる売買契約であることが要件となりますが、この場合における買主は、個人のほか宅建業者ではない法人も対象となります。買主も宅建業者である場合、クーリング・オフは適用されません。

2. 契約締結行為をした場所が「事務所等」に該当するか？

クーリング・オフの要件として売主が宅建業者であるほか、『契約締結行為を行った場所が「事務所等」以外でなされているか』という点も要件の一つとなります。「事務所等」とは本店や支店等に加えて、事務所に準ずる場所として、継続的に業務を行うことができる施設がある場所や宅地建物の分譲を行う案内所で宅地建物取引士を置くべき場所も含まれます。

「事務所等」に該当しない場所で契約締結行為を行った時には、クーリング・オフが適用されるため、無条件で撤回・解除することができますが、逆に「事務所等」に該当する場所で契約締結行為が行われている場合は、クーリング・オフの適用対象外となり、契約も成立していることから、契約書の条文に従って手付金や違約金を支払って契約解除することとなります。

なお、取引に関係ない宅建業者の事務所で行った場合は、宅建業法3条1項で規定する事務所の要件を満たしていたとしても、クーリング・オフで定めている「事務所等」には該当しません。また、例外として、買主の希望により自宅または勤務先を指定し、その場所で契約行為が行われた場合は、「事務所等」と同様にみなされ、クーリング・オフの適用対象外となるため、注意する必要があります。

3. 買主が撤回・解除するためには？

クーリング・オフの適用対象となる場合、買主は撤回・解除することができますが、権利行使するにあたっては、書面によらなければならないとしています(書面主義)。条文では、書面を發した時にその効力は生ずると規定していることから、買主は配達記録付内容証明郵便で撤回・解除の意思表示を明確にしておくことが望ましいとされています。

なお、宅建業者が、申込みの撤回や契約の解除を行うことができる旨及びその撤回や解除を行う場合の方法について所定の事項を記載した書面(クーリング・オフの告知書)を買主に交付して告知をしている場合は、告知された日を起算日として8日を経過するときまでがクーリング・オフできるものとして、期間が限定されます。例えば、3月1日に売主が買主に対して書面を交付して告知した場合、買主は3月8日までに書面にて撤回・解除する旨を發しなければなりません。売主から書面の交付・告知がなされていない場合は起算されないため買主はいつでも書面を發することで撤回・解除することができることとなります。

4. 要件を満たしても適用外となるケース

クーリング・オフの要件を満たすからと言って、必ずしもクーリング・オフができるとは限りません。既に引き渡しを受け、かつ代金の全額が支払われている場合は、取引に係る履行がすべて終了していることから、クーリング・オフは利用できなくなります。



令和 3 年 4 月 1 日から、消費者が商品等の選択を行う際の価格表示に関する誤認を防止することを目的とし消費税を含めた総額表示が義務化されています。

広告等での表示について今一度ご確認のうえ、適切な表示を行ってください。

1. 総額表示の概要 ※国税庁ホームページより一部抜粋

＜対象となる表示媒体＞

対象となる価格表示は、商品本体による表示（商品に添付又は貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示が義務付けられます。

なお、口頭による価格の提示は、これに含まれません。

＜具体的な表示例＞

例えば、税抜き本体価格が 10,000 円の商品の場合、次に掲げるような表示が「総額表示」に該当します。（例示の取引は標準税率 10% が適用されるものとしています。）

11,000 円
11,000 円 (税込)
11,000 円 (税抜価格 10,000 円)
11,000 円 (うち消費税額等 1,000 円)
11,000 円 (税抜価格 10,000 円、消費税額等 1,000 円)

支払総額である「11,000 円」さえ表示されていればよく、消費税額等や税抜価格があわせて表示されていても構いません。例えば、「10,000 円 (税込 11,000 円)」とされた表示も、消費税額を含んだ価格が明瞭に表示されていれば、総額表示に該当します。

○国税庁 No.6902 「総額表示」の義務付け
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6902.htm>



総務委員会（宮内久滋委員長）は、令和 3 年 4 月 21 日に福岡県警察本部にて、防犯ブザーの贈呈式を行いました。

平成 24 年度より、福岡県鉄道連絡協議会と福岡県警察とともに、本会が独自に製作した防犯ブザーの無料レンタル事業をスタートしており、現在、72 もの駅で実施しています。

今後も継続して同事業を推し進めていくために、新たに 2,000 個の防犯ブザーを贈呈しました。贈呈式では、加藤会長が鉄道連絡協議会安田俊会長に贈呈。同委員会では、今後も同事業を含め、犯罪防止に関する活動等を実施する予定とのことです。



(Q・3) 宅地建物取引業者は、その事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、免許証及び国土交通省令で定める標識を掲げる必要がある。

福岡県宅建協会会員サイト リニューアルのお知らせ

～ 会員個別の ID・パスワードに変更となります～

より便利になります!!

宅建協会(加藤龍雄会長)では、会員向け情報の更なる充実・機能拡充のために会員サイトのリニューアルを行い、第 1 弾として、WEB 動画視聴ページサイトを開設しましたが、6月1日(火)より完全リニューアルを行います。

今までは、全会員共通の ID・パスワードを利用いただいていたおりましたが、リニューアルに伴い、個別の ID・パスワードに変更となります。今号に ID・パスワードを同封しておりますので、紛失しないように必ず保管してください。

なお、新機能として

- 宅建業免許更新や会費納入のお知らせなど、会員個別のお知らせ受信機能
 - 自社情報(会費納入口座や講習会出席状況など)の確認機能
 - 本部・支部講習会で入退出時に利用する QR コードの表示機能
- などが追加されます。
ますます便利になる会員サイトをぜひご利用ください!

【便利機能ピックアップ】(写真はイメージです)



宅建協会からののお知らせや、法令改正情報、会員福利厚生のお知らせはもちろん、宅建業免許更新や会費納入のお知らせなど、会員個別の情報も届くようになります。

また、お知らせが追加されるとメールで通知が届きます。



宅建協会に登録されている自社情報を確認できます。

研修会に出席する際に利用している QR コードも表示させることができ

るため、以前配付していた QR コードシールを持参する必要がありません!

会費徴収に関する運用基準・会費未納による会員権の一時停止に関する取扱規程が改正されました!

会費に関する規程が改正されましたのでお知らせいたします。

会費徴収に関する運用基準

改正前	改正後
<p>(会費徴収方法)</p> <p>第 2 条 両団体の会費の徴収は同一の納付書で請求し、宅建協会の会費 5 万円と保証協会の会費 6 千円を同時、一括徴収する。ただし、宅建協会のみ会員に関してはこの限りでない。</p> <p>2 入会時に保証協会入会金について分納を選択した場合、全国宅地建物取引業保証協会の入会金・会費等に関する規則第 2 条第 3 号のとおりとする。</p> <p>3 保証協会の会費のみの納付は、受理しない。</p> <p>4 会費徴収にあたり、7 月末までに納入が無く、督促業務が発生した場合、本会は会員に本条第 1 項会費金額に加え、その督促一回ごとに督促事務手数料 5 千円(実費含む)を請求する。</p>	<p>(会費徴収方法)</p> <p>第 2 条 両団体の会費の徴収は同一の納付書で請求し、宅建協会の会費 5 万円と保証協会の会費 6 千円を同時、一括徴収する。ただし、宅建協会のみ会員に関してはこの限りでない。</p> <p>2 入会時に保証協会入会金について分納を選択した場合、全国宅地建物取引業保証協会の入会金・会費等に関する規則第 2 条第 3 号のとおりとする。</p> <p>3 保証協会の会費のみの納付は、受理しない。</p> <p>4 会費徴収にあたり、7 月末までに納入が無く、督促業務が発生した場合、本会は会員に本条第 1 項会費金額に加え、その督促一回ごとに督促事務手数料 5,000 円(実費含む)を請求する。</p> <p>なお、連続して 3 回、または 5 年以内に累計 3 回、上記の督促業務が発生した会員については、その督促一回ごとに督促事務手数料 10,000 円(実費含む)を請求する。</p>

会費未納による会員権の一時停止に関する取扱規程

改正前	改正後
<p>(義務履行)</p> <p>第 6 条 当該会員は前条による会員権の停止期間中といえども、本会の諸規程に基づく義務を遵守・履行する義務を負う。</p> <p>(總會への対応)</p> <p>第 7 条 当該会員が社員(代議員)のとき、会員権停止期間中に總會が開催される場合は、当該会員にこれを通知せず、出席を求めない。</p>	<p>(義務履行)</p> <p>第 6 条 当該会員は前条による会員権の停止期間中といえども、本会の諸規程に基づく義務を遵守・履行する義務を負う。</p> <p>(總會等への対応)</p> <p>第 7 条 当該会員が社員(代議員)のとき、会員権停止期間中に總會(本部・支部)及びその他会議が開催される場合は、当該会員にこれを通知せず、出席を求めない。</p>

契約書式がすっきり収納できる!

リング式だから
書類追加も便利

重要書類ファイル(縦型)新発売!!

(株)福岡県不動産会館では 5 月下旬より、「重要書類ファイル(縦型)」(販売価格：2,200 円(税込))を新発売します。

この商品は、以前より不動産会館で販売しております、「重要書類ファイル(横型)」の機能面などを見直した新商品となります。収納を縦型に変更することで、書類の整理も行いやすく、また 4 穴リング式となりますので、書類の追加や差しかえもスムーズに対応できます。追加中袋(販売価格：1,100 円(税込)※10 枚 1 セット)も同時に販売開始いたしますので、ご利用用途に応じてお買い求めください。

ネーム入れ対応可能となっておりますので、担当者名や会社名をお客様に PR することができます。

この機会に是非お買い求めください!ご注文は FAX または、手軽で便利なふれんずネットショッピング(<https://www.f-takken.com/shopping/>)をご利用ください。

問合せ先

不動産会館商品販売コーナー

TEL 092 (631) 3340 FAX 092 (631) 3350



商品内容

形式：A4 サイズ 4 穴リング式
名刺入れ：3 箇所
内ポケット：1 箇所
中袋：8 枚



重要書類ファイル(縦型)

商品コード：07-0017
販売価格：2,200 円(税込)
販売開始時期：5 月下旬以降(予定)
ネーム入れ価格：9,900 円(税込)

※ 1 回あたり

※ 50 冊以上ご注文の場合はネーム料金無料

重要書類ファイル縦型用追加内袋

商品コード：07-0018
販売価格：1,100 円(税込)
販売開始時期：5 月下旬以降(予定)

※ 1 セットあたり、10 枚入り

入会者一覽表

期間：R03.02.01 ~ R03.3.31

支部名	免許証番号	商号・名称	代表者	所在地	TEL	FAX	入会日
東部支部	(01) 19569	㈱ライフナビコネクト	瓜生 尚希	福岡県糟屋郡志免町南里 6-20-20	092-410-7661	092-410-7662	R3.3.9
東部支部	(01) 19573	千早不動産㈱	村田 進也	福岡県福岡市東区水谷 2-10-22 シンワコーポ 1 階	092-410-5656	092-410-5657	R3.3.9
東部支部	(01) 19587	(同) CUBE	植松 拓也	福岡県宗像市自由ヶ丘 3-16-6	0940-72-5226	0940-72-5228	R3.2.24
博多支部	(11) 2880 大臣	積水ハウス不動産九州㈱ 西九州営業所	藤井 重徳	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-26-29	092-441-6329	092-441-7881	R3.2.8
博多支部	(02) 17926	㈱フォロー ハウスドゥ博多ミスト店	吉村 雅史	福岡県福岡市博多区諸岡 3-1-35	092-404-0350	092-404-0351	R3.2.8
博多支部	(01) 18874	㈱ライフサポート 博多筑紫口支店	角田 浩司	福岡県福岡市博多区博多駅前 2-2-13	092-433-5335	092-433-5336	R3.3.9
博多支部	(01) 19510	マイホームタウン㈱	後藤 竜	福岡県福岡市博多区空港前 2-6-18	092-409-8358	092-409-8477	R3.2.8
博多支部	(01) 19545	㈱エンバイロメント・プロダ クト・カンパニー	奥出 由香	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-4-8 ダヴィンチ博多シティ 3 階	092-260-3468	092-260-3469	R3.3.9
博多支部	(01) 19566	㈱フォーエバーティー	末藤 裕一	福岡県福岡市博多区対馬小路 13-26 クレセントビル 406	092-409-3838	092-409-3830	R3.2.8
博多支部	(01) 19572	㈱FreeLife	今林 史朗	福岡県福岡市博多区下呉服町 2-11	092-409-5244	092-409-5245	R3.2.8
博多支部	(01) 19611	(同) ISDL	中塚 将也	福岡県福岡市博多区下川端町 1-1 明治通りビジネスセンター本館 2F	092-600-0126	092-600-0126	R3.3.23
博多支部	(01) 19615	㈱万代工務店	万代 博之	福岡県福岡市博多区須崎町 4-19-207	092-710-6177	092-710-5721	R3.3.25
博多支部	(01) 19620	福岡不動産研究所㈱	牧野 文宣	福岡県福岡市博多区吉塚 2-3-24-208	092-433-3320	092-433-3321	R3.3.26
中央支部	(05) 6019 大臣	三菱地所ハウスネット㈱ 福岡営業所	小林 克至	福岡県福岡市中央区天神 1-13-2	092-753-7153	092-753-7152	R3.3.9
中央支部	(01) 19546	富永商事(有)	富永 裕子	福岡県福岡市中央区薬院 3-11-3	092-525-8400	092-525-8422	R3.3.9
中央支部	(01) 19565	㈱ビューティック	宮崎 麻衣	福岡県福岡市中央区高砂 2-12-13 ロマネスク渡辺通南 101	092-753-6987	092-753-6986	R3.2.8
中央支部	(01) 19575	㈱SmileEstate	中村 正史	福岡県福岡市中央区大名 2-10-2 シャンポール大名 B703	050-5371- 1020	050-3737- 9238	R3.2.10
中央支部	(01) 19581	㈱MANRYO	山本 博史	福岡県福岡市中央区大宮 2-6-19 アリエス平尾 II 1 階	092-401-0015	092-401-1741	R3.2.15
中央支部	(01) 19588	(同) SHARK	王 友慶	福岡県福岡市中央区舞鶴 3-2-4 福岡舞鶴ビル 5F-B	092-406-6867	092-303-8020	R3.2.24
中央支部	(01) 19589	お家の窓口㈱	坂尻 淳	福岡県福岡市中央区平尾 5-7-12 FAMS 平尾山荘通り 201	092-406-3302	092-406-3302	R3.2.26
中央支部	(01) 19624	㈱夢創作	小池 勝利	福岡県福岡市中央区清川 1-7-12	092-404-8866	092-402-6677	R3.3.31
南部支部	(01) 18050	㈱ワイズパートナー 高宮店	中野 秀崇	福岡県福岡市南区高宮 3-2-22-1 階	092-534-4577	092-534-4578	R3.2.8
南部支部	(01) 19571	㈱天	中原 隆	福岡県福岡市南区大橋 1-20-17 国松ビル 2F	092-555-2500	092-555-2501	R3.3.9
南部支部	(01) 19586	リアルター㈱	米田 裕亮	福岡県福岡市南区高宮 2-22-27-201	092-231-2623		R3.2.24
筑紫支部	(01) 19551	さんち不動産	井本 健一郎	福岡県朝倉市三奈木 3759-2	0946-21-1255	0946-21-1256	R3.2.8
筑紫支部	(01) 19577	㈱五条興産	樋渡 教男	福岡県太宰府市五条 2-11-1 第一車屋ビル 1 階	092-924-6313	092-924-6344	R3.2.10
福岡西支部	(01) 18468	ケイアイスタービルド㈱ 福岡西営業所	佐藤 純	福岡県福岡市早良区小田部 6-6-11	092-407-0031	092-407-0032	R3.2.8
福岡西支部	(01) 19554	㈱がんでん	岩間 誠	福岡県福岡市城南区西片江 2-35- 6-110	092-407-0337	092-407-0338	R3.2.8
福岡西支部	(01) 19559	三真不動産㈱	三角 健太	福岡県福岡市早良区田村 1-6-29 ジュネス鶴園 203	092-836-5105	092-836-5106	R3.2.8
福岡西支部	(01) 19562	九州不動産マネージメント㈱	藤岡 遷	福岡県福岡市西区周船寺 1-7-52	092-980-6465	092-980-6464	R3.3.9
福岡西支部	(01) 19580	㈱まちづくり不動産	高橋 裕一郎	福岡県福岡市城南区片江 5-14-23 デルタス 101	092-834-8551	092-834-8552	R3.3.9
福岡西支部	(01) 19585	優愛不動産	岡村 澄江	福岡県福岡市早良区高取 1-2-15 セント高取 205	092-707-7584	092-707-7663	R3.2.24
福岡西支部	(01) 19599	㈱MAAS	文本 秀峰	福岡県福岡市西区小戸 3-31-3	092-891-3800	092-510-0560	R3.3.15
北九州支部	(01) 19534	(同) Happiness	村上 滉祐	福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘 2-1 リヨンビル 203	093-482-6558	093-482-6559	R3.3.9
北九州支部	(01) 19578	㈱西開興産	中村 秀雄	福岡県北九州市小倉北区片野 4-14-1	093-951-6022	093-951-5491	R3.3.9
北九州支部	(01) 19579	(有)英晃	由衛 幸一	福岡県北九州市小倉北区霧ヶ丘 1-1-28-503	093-482-2990	093-951-3762	R3.3.15
北九州支部	(01) 19590	㈱Lio	三輪 高久	福岡県北九州市小倉北区白銀 2-1-17 沖ビル 102	093-383-9344	093-383-9345	R3.2.26
北九州支部	(01) 19592	㈱不動産ふたみん	二見 敬祐	福岡県北九州市小倉南区下城野 1-7-7 ウェルカムネッツ C 棟 2 階 3-2 号	093-932-3770	093-932-3771	R3.3.4
北九州支部	(01) 19600	(同)ヴィアンジュ・ホールディ ングス	田口 統浩	福岡県北九州市門司区中町 3-1 ヴィレッタ門司駅前 203	093-381-3330	093-381-3331	R3.3.15
県南支部	(01) 19591	㈱中川建設	中川 輝茂	福岡県柳川市三橋町棚町 824-2	0944-63-6880	0944-62-5781	R3.3.1
筑豊支部	(01) 19616	㈱倅乃舎	稲富 隆太	福岡県飯塚市吉原町 12-4	0948-52-3582	0948-52-3583	R3.3.25

退会者一覽表

期間：R03.02.01 ~ R03.3.31

支部名	免許証番号	商号・名称	代表者	所在地	退会日
東部支部	(11) 7407	(有)九井不動産	井手 律子	福岡県福岡市東区箱崎 1-34-6	R3.3.29
東部支部	(02) 17410	㈱TaSu	上原 伸雄	福岡県福岡市東区青葉 5-3-20	R3.3.29
博多支部	(13) 3237	都市住宅	竹田 一男	福岡県福岡市博多区月隈 6-19-26	R3.2.9
博多支部	(03) 7912 大臣	㈱三好不動産 東支店	生田 慎一	福岡県福岡市博多区吉塚 2-1-10-2F	R3.2.24

支部名	免許証番号	商号・名称	代表者	所在地	退会日
博多支部	(05) 14020	西日本ハウス管理㈱	花島 正幸	福岡県福岡市博多区吉塚 1-28-6 吉塚青雲ビル 102 号	R3.3.10
博多支部	(05) 14349	協和企画	御船 健三	福岡県福岡市博多区那珂 1-41-1	R3.3.29
博多支部	(01) 18471	㈱小笠原博多店	豊村 太佑	福岡県福岡市博多区博多駅東 1-16-3	R3.3.19
中央支部	(15) 332	大成観光開発㈱	内野 貴文	福岡県福岡市中央区大名 1-5-5	R3.3.19
中央支部	(15) 1713	池田実業不動産部	池田 徳夫	福岡県福岡市中央区渡辺通 5-15-8 池田コーポ 202	R3.3.29
中央支部	(13) 3268	㈱松崎組	永野 幸夫	福岡県福岡市中央区荒戸 1-2-14 松崎興業ビル 1F	R3.3.29
中央支部	(03) 大臣 7725	㈱駅前不動産法人課	木村 貴弘	福岡県福岡市中央区天神 3-4-13 万多礼ビル 2 階	R3.3.2
中央支部	(09) 8617	山一ホーム	徳山 清一	福岡県福岡市中央区白金 1-17-11 (後藤産業ビル 501)	R3.3.30
中央支部	(01) 大臣 9311	三和エステート㈱ プレインズ天神店	森本 克哉	福岡県福岡市中央区大名 1-1-7 九州サンマークビル 2 階	R3.3.29
中央支部	(01) 大臣 9831	原田建物㈱ 福岡支店	竹内 和真	福岡県福岡市中央区渡辺通 1-9-2 セントラルハイツ 4 階 407 号室	R3.3.29
中央支部	(08) 10833	㈱世紀	石川 美智子	福岡県福岡市中央区警固 3-4-3 東ビル 305	R3.3.31
中央支部	(04) 14251	㈱ソシオエステート	濱田 隆徳	福岡県福岡市中央区荒戸 3-2-7-506	R3.3.10
中央支部	(01) 18000	㈱ハミングバード	陳 明磊	福岡県福岡市中央区大手門 2-9-30-203	R3.3.29
中央支部	(01) 18316	㈱エイルマネジメント	栗山 真也	福岡県福岡市中央区大名 1-10-6-207 (サンセーヌ大名)	R3.3.30
南部支部	(02) 17200	大黒不動産	溝口 香一	福岡県福岡市南区高宮 3-7-1	R3.3.22
南部支部	(01) 18681	㈱リッツトランスポート	石井 ゆかり	福岡県福岡市南区大橋 1-17-15 カサバルク 206	R3.3.24
筑紫支部	(03) 大臣 7725	㈱駅前不動産 朝倉街道店	土井 千恵美	福岡県筑紫野市針摺中央 2-16-8	R3.3.22
筑紫支部	(02) 大臣 8700	大英産業㈱ 大野城店	安永 輝	福岡県大野城市仲畑 1-5-22 オフィスパレア仲畑 B6 号室	R3.3.30
筑紫支部	(01) 大臣 9199	㈱アバマンショッパーズ 春日原駅前店	大村 武史	福岡県春日市春日原北町 3-28 VillaSound1 階	R3.3.4
筑紫支部	(08) 9626	㈱アツミ住建	野村 敦美	福岡県太宰府市梅香苑 4-16-21	R3.3.30
筑紫支部	(08) 10452	高田不動産	高田 浩	福岡県春日市日の出町 2-34	R3.2.24
筑紫支部	(07) 11534	コスモメイト	池上 清登	福岡県春日市春日原南町 4-37-105	R3.3.22
筑紫支部	(07) 12047	㈱東洋	立嶋 浩	福岡県太宰府市長浦台 1-10-1	R3.3.26
筑紫支部	(03) 16116	九建運輸産業㈱	石橋 博之	福岡県筑紫野市針摺東 3-6-1	R3.2.24
福岡西支部	(08) 10768	㈱タク開発	栗田 卓郎	福岡県福岡市城南区樋井川 5-36-51	R3.3.26
福岡西支部	(04) 15292	㈱トータテ都市開発九州福岡西営業所	柴田 哲郎	福岡県福岡市西区室見が丘 2-4-7	R3.3.30
福岡西支部	(03) 16580	㈱ハウスフィールド BinO & FREEQ 福岡城南店	前田 武一郎	福岡県福岡市城南区南片江 3-5-12	R3.2.5
福岡西支部	(02) 17540	㈱清和	金丸 龍太郎	福岡県福岡市早良区高取 1-27-1	R3.2.3
福岡西支部	(01) 19307	㈱サスケハナ	牛島 中	福岡県糸島市志摩岐志 1513	R3.2.5
北九州支部	(13) 4286	㈱共立地所	萩原 佳子	福岡県北九州市小倉北区重住 3-2-12	R3.3.5
北九州支部	(05) 13587	朝来工務店	朝来 律則	福岡県築上郡築上町大字宇留津 55	R3.3.23
北九州支部	(02) 16976	福田屋材木店	福田 博年	福岡県北九州市八幡西区木屋瀬 3-16-18	R3.2.18
北九州支部	(02) 17152	テクノ地建	片岡 達也	福岡県北九州市小倉南区湯川新町 4-23-37	R3.3.29
北九州支部	(01) 18624	㈱リン・リン	川越 利成	福岡県北九州市八幡西区藤田 1-1-11	R3.2.9
北九州支部	(01) 18624	㈱リン・リン 家・不動産買取センター八幡店	村田 宏岐	福岡県北九州市八幡西区藤田 2-1-1	R3.2.9
北九州支部	(01) 18729	㈱みやこ不動産	瀬口 永一郎	福岡県行橋市行事 5-965-3	R3.3.26
久留米支部	(09) 8506	春興住宅	末崎 勇	福岡県久留米市南 3-18-15	R3.3.26
久留米支部	(09) 9021	桧枝建設㈱	桧枝 哲人	福岡県久留米市東合川 2-10-14	R3.3.23
久留米支部	(09) 9104	㈱大光産業	千葉 拓之	福岡県うきは市吉井町 1110-1	R3.3.19
久留米支部	(07) 12314	イナ商事	稲富 和之	福岡県久留米市津福本町 519-2	R3.3.22
久留米支部	(03) 15573	㈱ニッショウ興産	馬場 浩二	福岡県久留米市城島町浜 89	R3.3.29
県南支部	(07) 11990	㈱室園建設	室園 誠輔	福岡県八女市蒲原 814	R3.2.18
県南支部	(07) 12286	㈱藤木工務店	藤木 博幸	福岡県柳川市三橋町久末 1535-1	R3.3.12
筑豊支部	(04) 大臣 6889	トヨタホーム九州㈱ トヨタホームスマートギャラリー	伊藤 幸司	福岡県宮若市上有木 1 番地	R3.3.10
筑豊支部	(04) 14331	㈱三星不動産	岩本 秀和	福岡県田川市上本町 2-21	R3.3.30
筑豊支部	(04) 14816	宝蔵不動産	米元 年彦	福岡県嘉麻市上山田木城 850-27	R3.2.9
筑豊支部	(01) 18346	Cruise	中野 法子	福岡県田川郡川崎町大字安真木字林田 4909-1	R3.3.29

令和 3 年度会費納入のお願い

(公社) 福岡県宅地建物取引業協会 50,000 円

(公社) 全国宅地建物取引業保証協会福岡本部

平素より協会運営にご協力いただき誠にありがとうございます。
 ございます。

6,000 円

合計 56,000 円

令和 3 年度会費納入についてご案内申し上げます。

期限内の会費納入にご協力いただきますようお願い申し上げます。

口座振替 1 回目: 6 月 14 日 (月)

2 回目: 7 月 12 日 (月)

振込 6 月 30 日 (水) まで

※会費は4月1日現在の会員に対して請求されます。

宅地建物取引士法定講習会のお知らせ

ご存じですか?



宅建協会の法定講習会は毎月実施 講習日変更も可能です!

宅地建物取引士証の更新には、法定講習会の受講が必要です。福岡県登録の宅建士証をお持ちの方には有効期限の約 7 ヶ月前に宅建協会より法定講習会のご案内 (申込書) をお送りしておりますので、是非お申し込み下さい。なお他団体からも同じような案内状が届いておりますので、ご注意ください。更新対象の方へは下記のスケジュールでご案内する予定です。(7 月～9 月開催分)

宅建士証有効期限	講習日	ご案内発送
H 33 (R 3) 年 12 月	7/15 (木)・7/16 (金) アクロス福岡、北九州会場開催なし	R 3 年 5 月上旬
H 34 (R 4) 年 1 月	8/18 (水)・8/19 (木) アクロス福岡、8/24 (火) 小倉興産 KMMビル	R 3 年 6 月上旬
H 34 (R 4) 年 2 月	9/16 (木)・9/17 (金) アクロス福岡、9/22 (水) 小倉興産 KMMビル	R 3 年 7 月上旬

※ホームページにて講習日程、講習時間割等ご確認いただけます。

HP <https://www.f-takken.com/kyoukai/syunin3.html>

※指定された講習日にご都合の悪い方は他の日程に変更できます。

※従業員の方へもお知らせ下さい。

※自宅住所に変更がある方はご案内状が届きませんので主要な県土整備事務所に変更登録をお願いします。

令和 2 年 10 月 1 日以降宅建士証に旧姓を併記することができます。詳細については、お問い合わせください。

法定講習会に関するお問い合わせ

TEL 092-631-2323 福岡県不動産会館 4 階

[不動産キャリア] サポート研修制度

取引実務の基礎を網羅

めざせ!

不動産 キャリアパーソン[®]

頑張るあなたを
応援します!

不動産取引の「実務」を基礎から学べる!
従業者教育のツールとしても最適!
宅建アソシエイトや宅建士への
ステップアップをめざすあなたにも!



資格登録証

不動産キャリアパーソン[®]とは

- ▶ 不動産取引実務の基礎知識修得を目的とした通信教育資格講座です。
- ▶ 宅建業従業者、経営者、宅建取引士、消費者問わず、不動産取引に関わるすべての方に最適です。ご自身の知識や実務の再確認として、さらに会社の従業者研修としても利用されています。

テキスト
+Webで
いつでも
学習



受講料 8,800 円 (税込)

不動産キャリアパーソン で 検索



公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会 (全宅連)
くわしくはWebで <http://www.zentaku.or.jp/training/career/>

イメージキャラクター
佐藤まり江 さん

「コロナ禍でのアンガーマネジメント」講演映像無料公開中!

人権推進委員会(新妻昭徳委員長)は、宅建協会ホームページで「コツをつかんで“イライラ”をコントロール コロナ禍でのアンガーマネジメント」と題した講演映像を公開しました。コロナ禍でストレスを感じている人が増えていると言われていますが、イライラの対処法を学び、職場や家庭のストレスをスリム化しませんか?

宅建協会ホームページ「研修会・セミナー」ページで、6月30日まで公開中です。

会員報告会のお知らせ

日時 5月27日(木) 午後3時~

会場 ホテルオークラ福岡
福岡市博多区下川端町3-2

(公社)福岡県宅地建物取引業協会

株主総会のお知らせ

日時 6月16日(水) 午後2時~

会場 博多サンヒルズホテル
福岡市博多区吉塚本町13-55

(株)福岡県不動産会館

免許取消業者のお知らせ

福岡県より本年免許取消処分がなされました。

処分年月日	令和3年3月23日
商号	有限会社 世紀
代表者	石川 美智子
事務所所在地	福岡市中央区警固3-4-3
免許番号	福岡県知事(8)第10883号

宅建協会事務局

新人自己紹介



4月に入局いたしました^{まつたけ はな}松竹 華です。
慣れないことばかりで緊張しておりますが、少しでも早く
皆様の力になれるよう日々努力し、
何事も一生懸命取り組んでいきます。
よろしくお願いいたします。



4月に入局いたしました^{ふくしげ なな}福重 七菜です。
至らない点も多くあると思いますが、一日でも早く仕事を覚え、
皆様のお力になれるよう日々精進してまいりたいと思います。
よろしくお願いいたします。

編集後記

「総額表示義務化」がスタートしましたが、総額表示の義務付けは、不特定かつ多数の者に対する値札や店内掲示、チラシあるいは商品カタログにおいて、「あらかじめ」価格を表示する場合を対象としており、見積書、契約書、請求書等については総額表示義務の対象とはなりません。

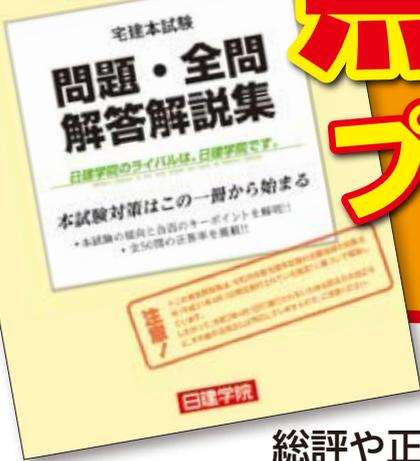
最新の

日建学院

宅建本試験問題解説を

無料 プレゼント!

宅建士



全50問の問題・
解答解説はもちろんのこと
総評や正答率一覧などが掲載された
試験データ満載の冊子です。

合格される方は、ほとんど持っています!



日建学院なら!

6割の出席及び
模擬得点でも
約70%の合格率!

2020年(10月実施試験)

日建学院
合格者数

2,958名

業界No.1の実績!

三冠達成の資格学校です!

日建学院は、客観性・公平性の高い第三者の調査機関より
下記の3つで**No.1**の評価をいただきました。



福岡宅建協会の
会員企業(従業員)様
であれば、
提携割引学費
が適用されます!

宅建に限らず、建築士や
施工管理にも適用。

●お問い合わせ・お申込みは

日建学院 天神校

TEL:092-762-3170

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2-13-7 福岡平和ビル5F